

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和5年11月28日

- 1 計画等の案の名称  
・第5次北海道食の安全・安心基本計画（素案）
- 2 参考資料の名称  
・北海道食の安全・安心計画及び北海道食育推進計画の概要（やさしい版）※子ども向け  
・北海道食の安全・安心条例
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法  
北海道のホームページ（農政部食の安全推進局食品政策課、保健福祉子ども政策局子ども政策企画課）に掲載  
（食品政策課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/109380.html>）  
（子ども政策企画課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>）

上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。

※紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。

ア 北海道農政部食の安全推進局食品政策課（道庁本庁舎7階）

イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）

ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局除く）の行政情報コーナー

- 4 意見等の募集期間  
令和5年11月28日（火）～令和5年12月28日（木）  
※郵送については、当日到着分まで有効

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係
- (2) ファクシミリ 011-232-7334
- (3) 電子メール shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp  
※件名を【パブリックコメント】としてお送りください。
- (4) 電子申請サービス（子ども向け）  
<https://www.har.p.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=MfwCNL1g>

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和6年（2024年）3月頃を目途に「道民意見提出手続きの意見の募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は、「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約1週間（土曜・日曜日、祝日、12月29日（金）、1月3日（水）の閉庁日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたします。なお、連絡は、郵便、ファクシミリ、電子メール、電話等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

農政部食の安全推進局食品政策課調整係

電話 011-204-5427